

## 財団法人 日本体育協会公認スポーツドクター設置要項

財団法人 日本体育協会(以下「本会」という)は、「本会公認スポーツ指導者制度」に基づき公認スポーツドクターの養成と活動促進を目的として「本会公認スポーツドクター設置要項」を次の通り定める。

### 1. 役割

スポーツドクターの役割は次の通りとする。

- (1) スポーツ活動を行う者に対する健康管理と競技能力向上の援助。
- (2) スポーツ外傷・障害に対する予防、診断、治療、リハビリテーションなど。
- (3) 競技会等の医事運営並びにチームドクターとしての参加。
- (4) スポーツ医学の研究、教育、普及活動。
- (5) その他上記に準ずる必要な事項。

### 2. 養成

スポーツドクターの養成は、次の講習会によって行う。

#### (1) 講習会の開催

スポーツドクター養成講習会は、本会指導者育成専門委員会スポーツドクター部会が、別に定める本会公認スポーツドクター養成カリキュラム(基礎科目・応用科目)により企画、運営する。

#### (2) 受講資格

受講者は、日本国の医師免許を有し、かつ原則として、本会あるいは本会加盟団体(以下準加盟団体含む)より推薦されたものとする。

#### (3) 受講の免除

講習会の受講者で、日本医師会認定健康スポーツ医に認定された者、または日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会の総論Aを修了した者は、それぞれ発行された認定証または、修了証の確認など必要な手続により、講習会における基礎科目 21 単位の受講を免除することができる。

### 3. 登録資格の審査

審査は次の通りとする。

(1) 本会スポーツドクター部会で審査する。

(2) 審査を受けるものは、次の条件を備えなければならない。

- ① 講習会の全単位(41 単位)を修得した者。
- ② 日本国の医師免許取得後5年以上経過し、相当のスポーツ医学の臨床経験を有する者。

#### 4. 登録・認定

本会公認スポーツドクターは、登録により認定される。

登録については次の通りとする。

- (1) 前項の審査に合格した者は、指定された期日までに登録を行う。
- (2) 登録は所定の登録申請書により、別に定める登録料を添えて行う。
- (3) 本会会長は、登録申請書受理後、前項の本会スポーツドクター部会の審査結果を確認の上、「財団法人日本体育協会公認スポーツドクター」として認定し、認定証を交付する。また、その旨を推薦の加盟団体に通知する。
- (4) 登録による認定有効期間は、4年間とする。

#### 5. 登録・認定の更新

- (1) 認定の更新をしようとする者は、本会が定める研修を修了し、前項に準じた登録手続を行う。
- (2) 前号の研修は、本会スポーツドクター部会が別に定める。

#### 6. 組織

公認スポーツドクター相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等を図る組織として、加盟団体スポーツドクター代表者協議会を設置する。

#### 7. 特典

公認スポーツドクターは、次の特典を受けることができる。

- (1) 本会が発行する情報誌“指導者のためのスポーツジャーナル”ならびにスポーツ医・科学研究報告書などの無料配布。
- (2) 本会ならびに本会加盟団体が実施する海外研修などを含む事業への参加資格。

#### 8. 認定の取り消し

次の各号に該当するときは、本会公認スポーツドクターの認定を取消すものとする。

- (1) 所定の登録更新を行わないとき。  
なお、1年以上登録更新手続きを行わないときは、登録の資格を失う。但し、正当な理由により、本会スポーツドクター部会で妥当と認められた者はこの限りではない。
- (2) 本会公認スポーツドクターとしてふさわしくないと認めたとき。

#### 附 則

この設置要項は、昭和57年4月1日から施行する。

但し、この要項の制定を前提に昭和52年度以降本会が実施したスポーツ関係臨床医相互研修会に参加し、これを履修し条件を満たした者はこの要項によって養成されたものとみなし、本要項第3項による審査を受ける資格を有するものとする。

この設置要項改訂は、平成3年4月1日から施行する。

この設置要項改訂は、平成11年3月8日から施行する。